

中途失明者の歩行訓練

函館視力障害センター 本田 英孝
神戸 〃 〃 河上 正寛
塩原 〃 〃 橋本 定雄
大阪府立盲学校 藤川 裕美

はじめに

人は視覚障害によって、日常生活・社会生活を営むのに必要な様々な能力の発達を阻害されたり、あるいはその能力を失ってしまう。この場合、早期に失明した者に対してその身体的、精神的発達に即して有効な指導、援助をし、訓練や学習を積むことにより日常的・社会的適応能力を養わせることを、ハビリテーション(Habilitation)と呼んでいる。

一方、人生半ばにして失明した中途失明者に対しては、失明により失なわれた諸能力を(彼の失明前の経験を活用して)可能なかぎり回復させることを、リハビリテーション(Rehabilitation)と呼んでいる。

この中で後者のリハビリテーションの中には、(1)医学的・身体的リハビリテーション(medical or physical rehabilitation) (2)社会的リハビリテーション(Social rehabilitation) (3)心理的リハビリテーション(Psychological rehabilitation) (4)職業的リハビリテーション(Vocational rehabilitation)の4つの段階があり、歩行訓練は社会的リハビリテーション課程のひとつである。又、この訓練は歩行能力の回復により、単に社会性を回復するのみでなく、心理的および職業的リハビリテーションにおいても最も重要で、不可欠な基盤をなしているものと考えられる。なぜなら、中途失明者にとって、失明によって喪失した能力の中で歩行能力の喪失が最も打撃的で、深刻な問題のひとつになりうるからである。

すなわち、自分で目的の場所へ自由に行けなくなるからである。従って、歩行能力の回復は自己に対する自信を取りもどし、同時に職業的リハビリテーションを受ける、精神的・物理的条件を満たすことになるからである。これらの点から中途失明者にとってこの歩行訓練は、全リハビリテーションを通じて可能なかぎり早く行なわれるべきもののひとつであると考えられる。

一般に、盲人の歩行には4つの方法が用いられている。第1は、何ら補助具を用いない方法である。第2は、盲人の手引きを用いる方法である。第3は、白杖を中心とした歩行補助具とその技

術を用いる方法である。第4は、盲導犬を用いる方法である。第3の白杖を中心とした補助具、及び第4の盲導犬を用いる方法は、屋外歩行においても安全性・美しい姿勢・行動能力などについてあまり問題はなく、現在においては進められるべき技術である。この場合、白杖・盲導犬のどちらを用いてもよいわけで、その選択はそれぞれの盲人個人に任せられるべきである。ここでは、歩行補助具としては安価で容易に入手でき、今後広く愛用され行動する視覚障害者のシンボルとなるであろう白杖による歩行訓練について述べてゆきたい。

I. 盲への適応と歩行訓練

盲への適応とは、失明によって引き起こされた精神的極限状態から精神的健康を回復する過程であり、いいかえれば盲人自身が自己の残存感覚・経験及び能力を理解し、それらを積極的に利用して失明者として自分のできることとできないことを客観的に知り、それを受け入れることである。失明による極限状態というものは、すべての中途失明者が失明の直後に経験することであり、具体的な項目はキャロル神父のいわゆる「20の喪失」であると述べられている。

一般に盲への適応が開始された頃から歩行訓練が、はじめられるべきである。なぜならば、この時期における中途失明者は、「20の喪失」で見られるように失明者として自分自身の“できること”を過小評価している時である。したがって自分ひとりでは何もできないと思い込んでいる中途失明者は、歩行訓練を行なうことにより、歩行能力の回復はもとより歩行に必要な残存感覚の信頼、さらには独立性の回復など、多くの点で自分の能力の回復への足がかりをつかんでゆくであろう。

II. 失明と残存感覚について

キャロル神父によれば、中途失明者は失明の直後、残存感覚に対してまったく信頼を喪失してしまう時期がある。この残存感覚の信頼の喪失がなぜ生じるのか。それについて、キャロル神父は視覚優位性との関連で説明している。すなわち我々晴眼者は、通常他の諸感覚で得られた情報に対してその検閲官 (sensor)、または検査員 (testor)、として無意識的に視覚を用いており、失明するということはこの検閲官あるいは検査員を失うことである。この残存感覚への信頼の喪失は、比較的早い時期に回復され、一般には中途失明者が盲人福祉機関と接触する時期までには通常ほとんど完了されている。

しかしながら、この時期においては残存感覚の効果的な利用、つまり種々の情報をいかに利用すべきか、という点や、残存感覚に対して失明以前以上の信頼の増加といった点が、不十分である。これらの点に関して中途失明者を援助し、その技術を修得させてゆくものの1つに歩行訓練上の大

きな課題が存在するものと考えられる。

Ⅲ. 指導上の留意点

この項では、具体的諸技術及び訓練方法についてはふれず、指導上の留意点について述べてゆきたい。

歩行訓練の中で特に問題となる点は、個々の訓練生の歩行目標と、残存感覚を効果的に利用して環境の把握ができるようにする、という点である。前者の歩行目標については、当然訓練生の今後の必要性・年齢・性別等を考慮した上で、指導員と訓練生が十分なる話し合いの末に決定されるべきであろう。後者の環境の把握については、感覚訓練及び歩行訓練を行なってゆくなかで徐々に高めてゆくことが重要であろう。そして最終的には、訓練生が訓練終了後も新しい場所において、訓練生自身がどのように探索していったらよいのか、手がかりを何に求めそれをどのように利用していったらよいのか、あるいは盲人者からどのような点についてオリエンテーションをしてもらえばよいのか、そのためにはどのように尋ねたらよいのか、その方法を把握することができるようにしておくことが重要である。訓練の段階ごとに述べてみると、次のようになる。

初の段階では、リハビリテーションセンター内で訓練生が必要とする場所へ、自由に不安なく歩きまわることができるようにする必要がある。次に、屋内で白杖の諸技術の指導を十分に行ない、戸外の訓練の指導の段階となる。訓練が進むにつれ、訓練生自身の判断でもって歩かせるようにすべきであり、迷った時はその時点で訓練生と話し合い、その原因をさぐるべきである。また、この段階では盲人者への援助の求め方をも指導し、実際に盲人者の援助によって目的地まで歩行するという訓練を設定することも考慮されるべきである。そして最終段階では、交通機関等をも含めた訓練が行なわれ、歩行範囲の拡大がはかられるべきである。

Ⅳ 中途失明者に対する歩行訓練をめぐる若干の問題点について

1) 歩行訓練指導員の訓練生にかかわるべき領域の問題

さて、歩行技術に限界があることは訓練の各段階で訓練生自身が身をもって体験し、また指導員が理論的に説明している。しかし、この限界を訓練生が自己の歩行能力の限界ととらえていないであろうか。つまり、歩行上の失敗を積むことによって失敗に対する恐れを感じてしまうことである。そしてこの恐れが自己の歩行能力を過小評価してしまうだけの力をもった時、限界を感ずるのではなかろうか。この様な状況に訓練生が陥った場合、指導員としてはいかに対処すべきであろうか。

不安・恐怖を生じさせる要素として、エプスタインは次の3つの事項をあげて

いる。

1. 耐性の限度を越えた一次的過剰刺激
2. 事象の不確かさ
3. 事象への対処の仕方が(わから)ない時

失敗を重ねることによって生ずる恐れの一つの原因は、失敗に対する対処の仕方を知らないか、あるいはないと思いついでいるからであろう。歩行訓練がある程度進んだ状況の中で、以上のような問題が生じた場合は指導員としては、その段階で再び訓練生に対してカウンセリングをほどこさねばならない。自己自身のことで悩み、歩行に対しての意欲が減少している時にカリキュラムのみを消化していく態度で臨むのには問題がある。

訓練生が歩きたい、自分自身の足によって自己の目的を達するようになりたい、と切実に願っている時期が歩行訓練に最も適した時期であろう。しかしこの状態は、訓練計画がはじまってより完了するまでの間、一貫性を保持できうるであろうか。

訓練が有効に機能するためには、次のような要素が必要となるのではなからうか。

1. 達成されるべき特定の目標がはっきりもたれていること。
2. 現に行なわれている行為の結果について選択的知覚
3. 結果についての情報処理過程
4. この情報をこれからの行為についての計画へ向けて変換すること。

このような要素に加えて訓練生の情緒的安定・健康上の問題・目的達成への意欲の問題は基本的に重要な事柄であろう。

さてここで指導員と訓練生の相互関係・ダイナミズムについて少し考えてみたい。

まず第1に、指導員と訓練生は歩行訓練という過程の中において、立場上の違いはあっても「歩行」という一つの共通の地盤に立っているとすることで、信頼関係を形成しなくてはならない。いかなる領域においても指導員というものは、技術を技術として教えることだけに没頭するのではなく、その訓練生、生徒に一番適した方法で技術の効果的な利用を考えつつ、また一歩さがって自己をも客観視し、訓練生より教えられるべきことがあるのだということを知っているべきであろう。また、白杖の基本的技術の取得ができていないことなどを訓練生に伝えること、即ち決定を下さねばならない。このような場合は、訓練生の心理的問題やフラストレーションの状態を考慮に入れて、訓練生がその決定についてこだわりなく反省できるだけの環境を形づくっていかないことには、歩行訓練におけるダイナミズムにひずみが生じ、ひいては信頼関係のバイブラインが壊れてしまうことになるのである。

2) 訓練生の家族の意識と、一般社会の歩行訓練に対する理解の問題

中途失明者はこれまで晴眼者としての生活を通して家族と接してきた。しかし、失明という診断を下された時より失明者として、家族と接することになる。日常生活でのあらゆる制限を受けることによって、家庭内での自己の位置が家長であればなおさら大きくゆらぐことになるだろう。失明という状態がいったい何をもちたらすのか、ということ家族の者は知っているだろうか。単純に、見えないことは何もできないことだ、と思いきんではないだろうか。また、行動の自由を確保するために歩行訓練を受ける、ということの意味を理解しているであろうか。このことは、家族のみ問題ではなく社会一般の風潮の中に、障害者、失明者を正しく受け入れるだけの基盤がない、という問題にもつながってくるのである。歩行訓練においては、視覚障害者一般というとらえ方をしないで、独立した個人として訓練生をとらえるところからはじまる。このようなとらえ方を一般化していくと、日常生活のなにげない場所で失明者が歩いていることが、何ら特別なことでなく、自然な形で受け入れられるようになってくるのである。そのためには、指導員側からの社会への啓蒙活動と失明者をかかえている家族との有機的なつながりが、並行して実行されていくことによって達成されるのではなかろうか。

あ と が き

中途失明者の歩行訓練については、「歩行訓練カリキュラム」(厚生省)にほとんど盛り込まれている。私達はこのテーマを次のような点で考慮した。

- (1) 歩行訓練は中途失明者にとって何であるのか。
- (2) その歩行では何が必要であるのか。
- (3) その指導上の留意点は何か。
- (4) 現在の問題点、及び今後の課題とは何であるのか。

現在、視覚障害者は高齢化しているといわれている。そしてその大半は、歩行訓練を受けていない。また、重複障害者等にみられる障害の重度化の傾向にあることも事実である。

この事実を考えると、上記の問題も今後変化してくると考えられる。その中で、不十分ながらもこの論文が役立つことがあれば幸いである。